

垂水市告示第26の5号

令和7年3月31日

垂水市新規就農者機械・施設整備事業実施要綱を次のように定めた。

垂水市長 尾 脇 雅 弥

垂水市新規就農者機械・施設整備事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、垂水市の基幹産業である農業において、農業従事者の高齢化、後継者不足等が進行する中で、持続可能な力強い農業の実現と地域農業の振興を図るため、新規就農者農業生産の高品質化を目指し、農作業の省力化や生産性向上に向けた機械・施設の導入に対して、予算の範囲内で垂水市新規就農者機械・施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規就農者 販売を目的として、市内で新たに農業を営む経営体をいう。
この場合において後継者を含む。
- (2) 就農日 原則として、農地の所有権又は利用権を新規就農者が有した日をいう。ただし、相続等により実際の営農開始日より前に農地を所有した場合又は農地を有しない営農形態である場合等は、農業機械及び施設の売買若しくは貸借の契約書又は購入の際の領収書、本人名義の農産物出荷伝票、生産資材の領収書等により確認する。
- (3) 市税等 垂水市における市民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、住宅使用料、水道使用料をいう。
- (4) 滞納 申請時において、市税等の納期限を迎えた未納額があることをいう。

(補助の内容)

第3条 補助の内容は、次のとおりとする。

補助金と対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、農産物の生産、出荷及び販売等その他農業経営の改善に必要な機械・施設の取得に関する経費を補

助する。ただし、新規就農者が自らの経営のために、要した経費に限る。なお、補助対象経費は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 単年度で完了すること。
- (2) 原則として、事業の対象となる機械・施設は、残存耐用年数がおおむね5年以上のものとする。ただし、中古の機械・施設の場合においては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定める耐用年数を基礎として、残存耐用年数を3年以上有する機械・施設のみを補助対象とし、農業者間の売買又は農機具販売を業とする者以外からの売買である場合は補助対象としない。
- (3) 運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー及びGPSガイダンスシステムについては、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - ア 他用途に使用されないものであること。
 - イ 農業経営において真に必要であること。
 - ウ 導入後の適正利用が確認できるものであること。
- (4) 本事業以外の他の補助事業の対象として整備するものでないこと（融資に関する利子の助成措置を除く。）。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者（就農開始の日までに市内に住所を有することを確認した者を含む。）であること。
- (2) 就農日において年齢が、満55歳以下の者であり、農業経営者となることについての強い意欲をもって、主宰権を有していること。
- (3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けている者又はこれと同等の能力があると認められる者であること。
- (4) 前年度の農業所得が370万円以下であること。ただし、当該所得が超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合に限り、採択及び交付を可能とする。
- (5) 農業生産等の従事日数が年間150日かつ年間1,200時間以上であること。
- (6) 生産物や生産資材等を申請者の名義で出荷及び取引をし、主たる収入が農

業収入であること。

(7) 交付期間終了後、引き続き3年以上市内に住所を有し、農業へ従事すると認められる者であること。

(8) 農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を申請者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

(9) 原則として、機械・施設の購入を目的とした国、県等他の事業による補助等を受けている者でないこと。

(10) 市税等を滞納していないこと。

(11) 就農月から2年目以内に青色申告による申告を開始すること。

(補助率、交付期間及び件数)

第5条 補助率は補助対象経費の4分の3以内とし、補助金の額は250万円を上限とする。ただし、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

2 交付期間は就農月より3年以内とし、件数は1件までとする。

(就農計画の承認申請)

第6条 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、就農計画の承認申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助する必要があると認めた場合は、その旨を就農計画承認書(別記第2号様式)により申請者に対して通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、垂水市新規就農者機械・施設整備事業補助金交付申請書(別記第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 滞納なし証明書

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、垂水市新規就農者機械・施設整備事業補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により申請者に対して通知するものとする。

(事業内容の変更)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の規定により決定通知を受けた事業内容について、変更要件が生じたときは、垂水市

新規就農者機械・施設整備事業補助金変更申請書（別記第5号様式）を市長に提出してその承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、垂水市新規就農者機械・施設整備事業補助金変更交付決定通知書（別記第6号様式）により補助事業者に対して通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、機械・施設整備事業が完了したときは、垂水市新規就農者機械・施設整備事業補助金実績報告書（別記第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）事業実績書

（2）収支精算書

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、関係書類を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、垂水市新規就農者機械・施設整備事業補助金交付確定通知書（別記第8号様式）により、補助事業者に対して通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、垂水市新規就農者機械・施設整備事業補助金請求書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、垂水市新規就農者機械・施設整備事業補助金概算払申請書（別記第10号様式）に前項の規定する請求書を添えて市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項に規定する書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、概算払することが適当であり、かつ、財政経理上支障がないと認めたときは、補助金交付決定額の範囲内において補助金を交付するものとする。

（経営の中止又は休止）

第13条 補助事業者は、営農を中止し、又は休止する場合は、中止又は休止届（別記第11号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による中止又は休止届の提出を受けたときは、補助金の支給を中止し、又は休止するものとする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により休止した営農を再開する場合は、営農再開届（別記第12号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による営農再開届の提出を受け、適切に営農を行うことが

できると認めたときは、補助金の支給を再開するものとする。

(状況報告)

第14条 補助事業者は、整備事業完了後、3年間は毎年6月末日までに、その前年の利用状況について、利用状況報告書（別記第13号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用状況報告書の提出を受けたときは、状況確認を行い、適切に営農を継続しているか確認するものとする。

(補助金の返納)

第15条 次の各号のいずれかに該当した者は、補助金を全額返納するものとする。

- (1) 利用状況報告を行わなかった者
- (2) 交付期間中又は交付期間終了後3年以内に営農を継続しなかった者
- (3) 機械・施設整備事業において取得した機械を処分した者
- (4) 第4条に定める補助対象者の要件を満たさなくなった者
- (5) その他営農の継続が難しいと市長が認めた者

(返納の免除)

第16条 前条の規定により該当した者のうちで、病気や災害などやむ得ない事情と市長が認めたものは、補助金の返納を免除することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条第2項の承認を受けた者については、同日後もその効力を有する。

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

垂水市長

申請者 住 所：

氏 名：

就農計画の承認申請書

垂水市新規就農者機械・施設整備事業実施要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 就農日： 年 月 日

2 補助金を申請しようとする期間
年 月 ～ 年 月

3 関係書類

- (1) 就農計画書
- (2) 青年等就農計画
- (3) 青年等就農計画認定書の写し

第 2 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

様

垂水市長 印

就農計画承認書

年 月 日付けで提出された就農計画については、垂水市新規就農者機械・施設整備事業実施要綱第 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり承認します。

記

- 1 就農日： 年 月 日
- 2 補助期間： 年 月 ～ 年 月

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

垂水市長

申請者 住所
氏名

垂水市新規就農者機械・施設整備事業補助金交付申請書

年度において、垂水市新規就農者機械・施設整備事業を実施したいので下記のとおり補助金を交付くださるよう、垂水市新規就農者機械・施設整備事業実施要綱第7条の規定により申請いたします。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 滞納なし証明書

第4号様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

様

垂水市長 印

垂水市新規就農者機械・施設整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度垂水市新規就農者機械・施設整備事業について、垂水市新規就農者機械・施設整備事業実施要綱8条の規定により、下記のとおり交付することを決定しました。

記

1 事業に要する経費 金 円

2 補助金の額 金 円

3 交付の条件

補助金等に関する法令、実施要綱等を遵守すること。

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

垂水市長

申請者 住所
氏名

垂水市新規就農者機械・施設整備事業補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度垂
水市新規就農者機械・施設整備事業実施要綱を下記のとおり変更したいので、垂水
市新規就農者機械・施設整備事業実施要綱第9条第1項の規定により申請いたしま
す。

記

1 補助金交付申請額 金 円
(うち前回までの交付決定額 金 円)

2 計画変更の理由

第 6 号様式（第 9 条関係）

番 号
年 月 日

様

垂水市長 印

垂水市新規就農者機械・施設整備事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった 年度垂水市新規就農者機械・施設整備事業の変更については、垂水市新規就農者機械・施設整備事業実施要綱第 9 条第 2 項の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

- 1 補助事業に要する経費 金 円
- 2 補助金の額 金 円
- 3 交付の条件
補助金等に関する法令、実施要綱等を遵守すること。

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

垂水市長

住所
氏名

垂水市新規就農者機械・施設整備事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき垂水市新規就農者機械・施設整備事業を実施したので、垂水市新規就農者機械・施設整備事業実施要綱第10条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

関係書類

- 1 事業実績書
- 2 収支清算書

第 8 号様式（第11条関係）

番 号
年 月 日

様

垂水市長

垂水市新規就農者機械・施設整備事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった 年度垂水市新規就農者機械・施設整備事業については、垂水市新規就農者機械・施設整備事業実施要綱第11条の規定により、下記のとおり確定しました。

記

- 1 事業に要した経費 金 円
- 2 交付確定額 金 円

第 9 号様式（第12条関係）

垂水市新規就農者機械・施設整備事業補助金請求書

年 月 日

垂水市長

住 所
氏 名

垂水市新規就農者機械・施設整備事業実施要綱第12条第 1 項の規定により請求します。

請求金額 金 円

補助金額	前回までの 交付額	今回請求額	未請求額
円	円	円	円

振込口座		銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 ()		本店 支店	預金種別	普通 当座 貯蓄
	口座番号					
	口座名義人	フリガナ				

年 月 日

垂水市長

補助事業者 住所
氏名

垂水市新規就農者機械・施設整備事業補助金概算払申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった 年度垂
水市新規就農者機械・施設整備事業補助金を下記のとおり概算払いただきますよ
う申請します。

記

1 申請金額 金 円

2 申請金額の内訳

事業費	補助金	概算払 受領済額	今回概算払 申請額	残 額
円	円	円	円	円

3 概算払を必要とする理由

第11号様式（第13条関係）

中 止 又 は 休 止 届

年 月 日

垂水市長

住所
氏名

垂水市新規就農者機械・施設整備事業実施要綱第13条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

中 止 ・ 休 止

中止日	年 月 日
休止予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
理 由	

第12号様式（第13条関係）

営 農 再 開 届

年 月 日

垂水市長

住所
氏名

垂水市新規就農者機械・施設整備事業実施要綱第13条第3項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

休止期間	年 月 日 ～ 年 月 日
営農再開日	年 月 日
交付残期間	年 月 日 ～ 年 月 日

第13号様式（第14条関係）

年 月 日

垂水市長

住所
氏名

利用状況報告書

垂水市新規就農者機械・施設整備事業実施要綱第14条第1項の規定により次のとおり報告します。

1 事業実施年度 年度

2 事業内容

機械名	規格・構造・能力等	事業量	単位	事業費

項目	○×	不適切な項目に対する今後の対応
1 機械の状況について		
① 手続なしに処分していないか		
② 手続なしに移設していないか		
③ 手続なしに改良・改造等を加えていないか		
2 機械の利用について		
① 当初の計画どおり利用されているか		
② 目的外の利用はされていないか		
3 重要な変更が生じた場合、市との協議等必要な手続がとられているか		
4 その他問題はないか		

【記載方法】 ○：適正 ×：不適正

事業実施の翌年度（1年目）については、完了から3月までの状況を記載する。

2年目以降は前年4月から本年3月までの状況を記載する。